

201.20

特定通常実施権登録簿の閲覧・交付請求 に係る書式について（特・実）

平成23年改正前産活法^{注1}に規定する特定通常実施権登録制度（以下「本制度」という。）に係る特定通常実施権登録簿（平成23年廃止前特定通常実施権登録令^{注2}第6条に規定する閉鎖特定通常実施権登録簿を含む。以下同じ。）に記録されている事項の閲覧若しくは謄写、当該事項を証明した書面（以下「登録事項証明書等」という。）の交付又は登録申請書等の閲覧の請求^{注3}及びその書式については、以下のとおりとする。

なお、本制度においては、通常実施権の内容及び通常実施権者の氏名は、事業戦略に関わる重要な情報であることから、一般には開示しないこととし、登録当事者及び通常実施権者と対抗関係にある第三者等にのみ登録の内容の全てを開示することとされている。

1. 特定通常実施権登録簿に記録されている事項の閲覧又は謄写の請求及び登録事項証明書等の交付の請求は、平成23年廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令^{注4}に定める所定の手数料を特許印紙により納付し、書面の提出により行う（平成23年改正前産活法64条1項、69条、平成23年廃止前特定通常実施権登録令28条）。

（1）特定通常実施権登録簿に記録されている事項の閲覧又は謄写の請求

何人も特定通常実施権登録簿に記録されている事項について、以下の事項を除いて閲覧又は謄写を請求することができる（平成23年改正前産活法64条1項）。

ア. 特定通常実施権者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地（平成23年改正前産活法59条3項3号）

イ. 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権（以下「特許権等」という。）を特定するために必要な事項（権利の種類、取得時期、実施製品又は技術の種類及びこれら以外の事項であって、許諾対象権利を特定するために有益な事項）（平成23年改正前産活法59条3項4号、平成 年廃止前特定通常実施権登録令施行規則13条）

ウ. 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明又は登録実用新案の実施の範囲（地域、期間、内容）（平成23年改正前産活法59条3項5号）

（2）登録事項証明書等の交付の請求

特定通常実施権登録簿に記録されている事項は、何人にも交付できる開示事項証明書又は登録申請当事者等及び i）特定通常実施権許諾者から特許権

等を譲り受けた者、ii) その転得者、iii) 特許権等を差し押さえた者、iv) 特許権等を目的とする質権を取得した者、及びv) i)～iv)の財産の管理及び処分の制限を有する者がその旨を証明して請求した場合に限って交付できる登録事項概要証明書及び登録事項証明書にて段階的に開示される（平成23年改正前産活法64条、平成23年廃止前特定通常実施権登録令27条から29条まで）。

2. 登録申請書等には非開示とする登録事項も含まれることから、その閲覧の請求は、当該閲覧に係る利害関係人がその旨を証明した場合に限って行うことができる（平成23年廃止前特定通常実施権登録令30条）。

当該閲覧に係る利害関係人とは、登録申請当事者、当該登録の申請にかかる訴訟当事者又は当該当事者に係る破産管財人等である。

3. 特定通常実施権登録簿の閲覧若しくは謄写、登録事項証明書等の交付又は登録申請書等の閲覧の請求について、平成23年改正前産活法第70条第2項において準用する特許法第17条第3項の規定により、手続の補正を命ずる場合の指定期間は、手続をする者が在外者の場合を含め30日とする。
4. 特定通常実施権登録簿の閲覧若しくは謄写、登録事項証明書等の交付又は登録申請書等の閲覧の請求は、以下の表の第4欄の書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	開示事項証明書の交付請求 登録事項概要証明書の交付請求 登録事項証明書の交付請求	認証付特定通常実施権登録簿謄本の交付請求書	書式 第81
2	特定通常実施権登録簿の閲覧・ 謄写請求	特定通常実施権登録簿の閲覧請求書	書式 第82
3	登録申請書等の閲覧請求	登録申請書等の閲覧請求書	書式 第83

（改訂平成24・4）

注1 特定通常実施権登録に関しては、平成23年改正前産活法第58条から第71条までに規定されていたが、これらの規定は特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号。以下「平成23年改正法」という。）第7条の規定により削除された。

注2 特定通常実施権登録令は、特定通常実施権登録制度の廃止に伴い、特許法等の一部を

改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第370号。以下「平成23年改正法整備政令」という。）第17条の規定により廃止された。

注³ 平成23年改正法整備政令第24条第3項において、平成23年改正法の施行の際現に存する特定通常実施権登録簿については、なお従前の例による旨規定されている。

注⁴ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令は、特定通常実施権登録制度の廃止に伴い、平成23年改正法整備政令第18条の規定により廃止された。